

## 【施設および冷暖房の使用料】

[令和2年4月から]

区 分	施設使用料				冷暖房 使用料 (1時間当たり)
	午 前 (9:00～ 12:00)	午 後 (12:00～ 17:00)	夜 間 (17:00～ 22:00)	延長使用 (1時間当たり)	
多目的ホール（東）	1,770円	2,970円	2,970円	590円	410円
多目的ホール（西）	1,380円	2,310円	2,310円	460円	310円
多目的ホール（西） （可動席使用）	4,020円	6,710円	7,810円	1,340円	310円
多目的ホール（西） （東）同時使用	2,730円	4,560円	4,560円	910円	720円
多目的ホール（西） （東）同時使用 （可動席使用）	5,370円	8,960円	10,060円	1,790円	720円
講師控室	330円	550円	550円	100円	100円
交流室（1）	990円	1,650円	1,650円	330円	210円
交流室（2）	990円	1,650円	1,650円	330円	210円
交流室（1）（2） 同時使用	1,770円	2,970円	2,970円	590円	410円
交流室（3）	450円	770円	770円	140円	150円
交流室（4）	450円	770円	770円	140円	150円
交流室（3）（4） 同時使用	900円	1,540円	1,540円	280円	210円

## 備考

- 1 市内在住の者が非営利目的で使用する場合において、入場料を徴収するときの施設使用料は、上記の金額の1.5倍の金額とする。
- 2 市内在住の者が営利目的で使用する場合において、入場料を徴収しないときの施設使用料は上記の金額の2倍、徴収するときの施設使用料は上記の金額の2.5倍の金額とする。
- 3 市外在住の者が非営利目的で使用する場合において、入場料を徴収しないときの施設使用料は上記の金額の1.5倍、徴収するときの施設使用料は上記の金額の2倍の金額とする。
- 4 市外在住の者が営利目的で使用する場合において、入場料を徴収しないときの施設使用料は上記の金額の2.5倍、徴収するときの施設使用料は上記の金額の3倍の金額とする。
- 5 施設の延長使用及び冷暖房使用の場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。ただし、冷暖房使用の場合において、使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
- 6 使用料の額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。